



三重県公報

令和2年8月7日 (金)
 第 130 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
517	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
518	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	2
519	同件	(同)	3
520	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図書の縦覧	(道 路 管 理 課)	3
521	同件	(河 川 課)	4
522	三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示	(出 納 局)	4
公 告			
	指定管理者の募集	(障 が い 福 祉 課)	5
	同件	(同)	6
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(総 務 事 務 課)	7
	同件	(管 財 課)	7

告 示

三重県告示第 517 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 8 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター藤方店
津市藤方字山ノ越 1894 番地 1 ほか

2 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 9 時	午後 8 時(年 100 日は午後 9 時)

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 6 時 30 分	午後 9 時 30 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分(年 100 日は午後 9 時 30 分)まで

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 6 時から午後 10 時まで

3 変更年月日

令和 2 年 7 月 31 日

4 変更理由

店舗計画変更による営業時間等の変更のため

5 届出の日

令和 2 年 7 月 22 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 8 月 7 日から同年 12 月 7 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 518 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 2 年 8 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鈴鹿江島ショッピングセンター
鈴鹿市江島町字鬼黒 247 番ほか
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
意見なし
 - (2) 騒音の発生に係る事項
騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）の規制基準を遵守すること。
近隣より騒音による苦情が発生したときは、誠意をもって対応すること。
 - (3) 廃棄物に係る事項
事業活動に伴い生ずる廃棄物は、廃棄物の区分（一般廃棄物、産業廃棄物等）に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。
 - (4) その他の事項
周辺地域の生活の保持の観点から寄せられる住民からの要望には十分配慮すること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 2 年 8 月 7 日から同年 9 月 7 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 519 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により志摩市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 2 年 8 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーマーケットぎゅーとらラブリー志摩店
志摩市志摩町布施田 1700 番 1
- 2 志摩市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 2 年 8 月 7 日から同年 9 月 7 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 520 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 20 条第 1 項及び第 55 条第 1 項の規定により、道路と堤防の兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、第 20 条第 6 項の規定に基づき公示します。

なお、関係図書は、三重県県土整備部道路管理課及び三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 2 年 8 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 道路の種類及び名称
県道 館町通線
- 2 河川の名称及び河川管理施設の名称又は種類
一級河川五十鈴川左岸堤防

- 3 兼用工作物の位置
伊勢市楠部町字東郷 1668 番 1 地先から同市楠部町字東郷乙 732 番 1 地先まで
- 4 管理の内容
兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
- 5 管理の期間
令和 2 年 7 月 21 日から当該施設の存続する日まで

三重県告示第 521 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により、一級河川五十鈴川左岸堤防と一般県道館町通線との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 2 年 8 月 7 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 河川の名称
一級河川五十鈴川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
一級河川五十鈴川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
伊勢市楠部町字東郷 1668 番 1 地先から
伊勢市楠部町字東郷乙 732 番 1 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 三重県知事 鈴木英敬
津市広明町 13 番地
- 5 管理の内容
道路の路面等専ら道路の用に供される部分の新設、改築、維持又は修繕
- 6 管理の期間
令和 2 年 7 月 21 日から道路の存続する日まで

三重県告示第 522 号

三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 2 年 8 月 7 日

三重県知事 鈴木英敬

三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示

三重県収納代理金融機関の指定（平成 4 年三重県告示第 450 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1	三重県収納代理金融機関		1	三重県収納代理金融機関	
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(株)愛知銀行	<u>国内所在の店舗</u>		(株)愛知銀行	<u>〃</u>
	(株)大垣共立銀行	<u>三重県内所在の店舗</u>		(株)大垣共立銀行	<u>〃</u>
	(略)	<u>ただし、マルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した収納事務については、この限りでない。</u>		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)

附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

公 告

次のとおり三重県身体障害者総合福祉センターに係る指定管理者を募集します。

令和2年8月7日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施設の概要

- (1) 名称
三重県身体障害者総合福祉センター
- (2) 所在地
三重県津市一身田大古曾 670 番地 2
- (3) 規模等
敷地面積 65,807.81 m²
延べ床面積 8,172.30 m²
構造 鉄筋コンクリート造等 平屋建

2 指定期間（予定）

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 三重県身体障害者総合福祉センター（以下「総合福祉センター」といいます。）の事業の実施に関する業務
- (2) 総合福祉センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務
- (3) 総合福祉センターの利用料金の收受等に関する業務
- (4) 総合福祉センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) その他総合福祉センターの管理上県が必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

- (1) 申請の方法
申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。
- (2) 募集要項の配布方法
三重県ホームページからダウンロードしてください。なお、郵送を希望する場合は、宛先を明記し 250 円分の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、7 の場所宛てに令和2年8月17日（月）午後5時までに必着するようにお申し込みください。（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、原則として募集要項の直接配布は行いません。）
- (3) 現地説明会
令和2年8月24日（月）午前9時30分から行います。詳細については、募集要項を参照してください。
- (4) 申請書類の受付
7 の場所へ、令和2年9月3日（木）から同月10日（木）までの間に持参し、又は郵送してください。
なお、持参の場合は三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除いた午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で令和2年9月10日（木）午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者を指定します。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県子ども・福祉部障がい福祉課 担当 藤岡
電話 059-224-2274
ファクシミリ 059-228-2085
電子メール shoho@pref.mie.lg.jp

次のとおり三重県視覚障害者支援センターに係る指定管理者を募集します。

令和2年8月7日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施設の概要

- (1) 名称
三重県視覚障害者支援センター
- (2) 所在地
三重県津市桜橋二丁目 131 番地 三重県社会福祉会館 1 階
- (3) 施設の構造、規模
構造 鉄筋コンクリート造
面積 705.70 m²

2 指定期間（予定）

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 三重県視覚障害者支援センター（以下「センター」といいます。）の事業の実施に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (3) その他センターの管理上県が必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

- (1) 申請の方法
申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。
- (2) 募集要項の配布方法
三重県ホームページからダウンロードしてください。なお、郵送を希望する場合は、宛先を明記し 250 円分の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、7 の場所宛てに令和2年8月17日（月）午後5時までに必着するようにお申し込みください（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、原則として募集要項の直接配布は行いません。）。
- (3) 現地説明会
令和2年8月24日（月）午後2時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。
- (4) 申請書類の受付
7 の場所へ、令和2年9月3日（木）から同月10日（木）までの間に持参し、又は郵送してください。
なお、持参の場合は、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除いた、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で令和2年9月10日（木）午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県視覚障害者支援センター指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県子ども・福祉部障がい福祉課 担当 小野
電話 059-224-2274
ファクシミリ 059-228-2085

電子メール shoho@pref.mie.lg.jp

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和2年8月7日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県総務事務システムにかかる三重県統合サーバへの構築業務及び保守業務 |
| 2 | 担当部局 | 三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部総務事務課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和2年7月14日 |
| 4 | 落札者 | 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1-1
富士電機株式会社 代表取締役 北澤 通宏 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 175,900,000円
契約金額 193,490,000円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 令和2年5月22日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和2年8月7日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 三重県本庁舎で使用する電気（予定使用量）2,979,000 kWh |
| 2 | 担当部局 | 津市広明町13番地
三重県総務部管財課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和2年7月21日 |
| 4 | 落札者 | 東京都港区芝公園2丁目6番3号
株式会社エネット 代表取締役 川越 祐司 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 44,725,630円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 令和2年6月5日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>